

令和8年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会

日時 令和8年6月22日（月）
午後2時00分開始
会場 千葉市役所本庁舎4階
L401会議室

次第

議題1 会長、副会長の選出について

議題2（新設R7-5）（仮称）花見川区三角町計画の新設に対する本市の意見について

資料1-1 計画概要

資料1-2 その他資料

資料1-3 設置者対応報告書

図面集

○司会（伊藤）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和8年度第1回「千葉市大規模小売店舗立地審議会」を開催します。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は司会を担当します、産業支援課の伊藤と申します。よろしくお願いします。着座にて進めさせていただきます。

なお、今回の審議会は、会場での出席と ZOOM を使用したハイブリッド形式となっております。堤委員、矢野委員が ZOOM での参加となっております。また、本日の審議会は、千葉市情報公開条例第25条の規定により、公開となります。

続きまして、皆様のお手元にご用意いたしました資料の確認をさせていただきます。まず、A4サイズでクリップ留めしている次第・出席者名簿、両面印刷が2枚のものとなります。続いて議題資料について、A4サイズで左上ホチキス止めした資料が一部。図面集として、A3サイズで左上ホチキス止めの資料が一部。最後に、法第6条第2項附則第5条第1項変更届一覧と記載された A4が1枚となります。不足等はございませんでしょうか。

続いて、本日ご出席されている委員は、お手元の資料「令和8年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会出席者」のとおりとなっております。

○司会（伊藤）

続きまして、会議の成立についてご報告させていただきます。本審議会につきましては、千葉市大規模小売店舗立地審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員半数以上の出席により開催することとなっております。本日の出席委員は、委員総数9人のうち、会場出席者4人、Zoom による出席者2人、合計6人の委員にご出席いただいておりますので、会議として成立しております。

最後に、議事録につきましては、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、

委員全員による個別の承認により確定することとなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議題1「会長、副会長の選出について」です。ここからは、会長、副会長が決まるまでの間、産業支援課長の白井が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。それでは、白井課長、お願いします。

○白井課長

それでは、ご承諾を頂きましたので、これからしばらくの間、仮の議長として会議の進行を務めさせていただきます。まず、議題1「会長・副会長の選出」を行います。千葉市大規模小売店舗立地審議会設置条例第4条第2項では、「会長及び、副会長は、委員の互選により定める」とされております。

立候補、又は推薦はございますか。

○大橋委員

長年、審議会委員を務めておられ、運営にご尽力くださっている家永会長に、引き続き会長をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○白井課長

はい、ただ今、大橋委員から会長を家永委員とご推薦いただきました。ご意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、会長を家永委員と決定してよろしいでしょうか。

○一同

(異議なし)

○白井課長

ありがとうございます。それでは、千葉市大規模小売店舗立地審議会の会長を家永委員に決定します。続きまして、副会長の選任ですが、立候補又は推薦はございますか。

○家永委員

はい。

○白井課長

お願いします。

○家永委員

引き続き、矢野委員をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○白井課長

ただ今、家永委員からご推薦いただきましたが、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○一同

(異議なし)

○白井課長

それでは、ご意見がないようですので、副会長を矢野委員と決定します。ただ今決定いたしました家永会長、矢野副会長から、ご挨拶を頂きたいと思います。まず、家永会長からご挨拶をお願いします。

○家永会長

家永です。この審議会は、千葉市大規模小売店舗立地審議会、市民の生活に直結する部分を皆さんと考える会でございます。慎重に審議を進めたいと思いますので、皆様、どうぞご協力をお願いします。よろしくお願いします。

○白井課長

ありがとうございました。それでは、矢野副会長、ご挨拶をお願いします。

○矢野副会長

矢野でございます。私も千葉、津田沼に勤務地がございましたので、25年ぐらい津田沼には通ったのですが、それから5年ぐらい経ちまして、少し千葉の感覚から離れてしまったかもしれませんが、これまでどおり、家永会長を補佐できればと思っております。よろしくお願いします。

○白井課長

ありがとうございました。それでは、ここからの議事運営につきましては、条例に基づきまして、家永会長に議長をお願いします。それでは、どうぞよろしくお願いします。

○家永会長

それでは、今日の案件は1件です。この件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

産業支援課です。よろしくお願いします。それでは、議題2「(仮称)花見川区三角町計画の新設」についてご説明します。まず、計画の概要ですが、当該店舗は、地上1階建て、主として販売する物品の種類は、食料品・生活用品等、雑貨・日用品等となっております。

店舗面積の合計が1,829平方メートルであり、大規模小売店舗立地法の届出対象となっております。

それでは、店舗の周辺の環境についてご説明します。図面集1ページ「広域図」をご覧くださいませでしょうか。

店舗の所在地は、広域図の中央、黒く記載された箇所となっております。京成本線八千代台駅から南東に約3,000メートルに位置しています。狭域の周辺状況は、図面集2ページ「周辺見取図」をご覧ください。

続いて、店舗の立地環境・現場の状況について、写真を用いてご説明させていただきます。図面集4ページ目をご覧ください。

左上から時計回りに、1、店舗北西側敷地境界、2、店舗北東側、3、店舗南東側、4、入口・出口、5、店舗南側敷地境界、6、店舗南西側を撮影したものとなっております。いずれも撮影日は5月26日です。周辺環境の説明は以上です。続いて、店舗の概要をご説明します。

資料1-1と図面集3ページ「配置図」を併せてご覧ください。

まず、資料1-1ローマ数字Ⅰ届出概要についてご説明します。1、大規模小売店舗の名称は「(仮称)花見川区三角町計画」、所在地は千葉市花見川区三角町188番6ほかです。2、設置者は株式会社新昭和、3、小売業者は、株式会社ランドロームジャパン及び株式会社セリア、4、新設する年月日は令和8年8月25日、5、店舗面積は、1,829平方メートルです。

続いて、6、大規模小売店舗の施設の配置に関する事項です。(1)駐車場の位置及び収容台数は、収容台数77台のうち、計76台を届出台数として設置します。(2)駐輪場の位置及び収容台数は、収容台数55台のうち、52台を届出ます。(3)荷さばき施設の位置は、「配

置図」黄色で着色した2箇所、面積は 78.5 平方メートルです。

資料1-1の2ページ目をご覧ください。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置は、「配置図」で紫色に着色した2箇所、容量は 16.98 立方メートルです。

続いて、7、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項についてです。まず、(1) 開店時刻及び閉店時刻は、9時 00 分から 21 時 45 分です。(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯は、8時 30 分から 22 時 00 分です。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置は、配置図のとおり、入口・出口それぞれ1か所となっています。(4) 荷さばきを行うことができる時間帯は、6時 00 分から 22 時 00 分です。続いて、8、手続き経過です。(1) 届出日は、令和7年 12 月 24 日。(2) 公告縦覧と(3) 設置者による説明会は、記載のとおりです。9、住民等の意見は、今回ございませんでした。

資料1の3ページ目、ローマ数字Ⅱ「総合判断」についてご説明します。1、駐車需要の充足等交通に係る事項。計画店舗は、指針に基づき算出した必要駐車台数、76 台に対して、76 台が確保されています。駐輪場は、指針に基づき算出した必要駐輪台数 52 台に対して、52 台が確保されています。

3、経路設定及び案内。路面標示等により駐車場内の誘導を行うほか、折り込み広告チラシに入退場経路を掲載するなどの適切な対応を行う計画としています。交通処理計画については、現況交通量調査を図面集5ページの調査地点1～3において行い、現況及び開店後の交通量の検討を行ったところ、開店後においても現状の交通を大きく悪化させるものではないとの結果が算出されています。

4、荷さばき施設。搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

5、騒音。昼間・夜間の等価騒音レベルについては、全予測地点で規制値を下回る結果となっています。また、夜間における騒音レベルの最大値も、すべての機器が規制値を下回る結果となり、適切な配慮がなされているものと認められます。

6、廃棄物に係る事項等。指針に基づく排出予測量8.6立方メートルに対して、16.98 立方メートルの保管容量となっていることから、充足していると認められます。

7、街並みづくり等への配慮。「街並みづくり等への配慮」、「景観への配慮」、「屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策」と、周囲との調和等に適切な配慮がなされているものと認められます。

「敷地内の緑化計画」については、千葉市工場等緑化推進要綱(以下「本件要綱」という。)で求められる緑地面積は満たしていないものの、土地利用計画上可能な限りの緑化を行うなど、要綱への適合に向けた一定の姿勢が認められます。

8、その他は、記載のとおりです。

以上のことから、当該店舗の新設に関して、適切に配慮されていると判断いたしました。

続いて、資料1-1の4ページ目、ローマ数字Ⅲ「市の意見案」についてご説明します。1、法第8条第4項に基づく市の意見に関する通知の案については、本件は「意見なし」としたいと存じます。付帯意見として、次の4点について対応を求めたいと考えております。

(1) 出入口における来客車両の入出庫及び荷さばき車両等の入出庫時における安全確保等については、届出書に記載したとおり、交通整理員等による迅速かつ適切な誘導を行い、駐車場構内及び駐車場出入口における車両・自転車及び歩行者の安全確保に努めてください。また、開店後、周辺交通に支障が生じた場合は、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じてください。

(2) オープン後も店舗とその周辺の状況把握に努め、周辺地域の生活環境に与える影響について、届出時の調査・予測結果と相当程度の違いが生じた際には、「大規模小売店舗立地法」及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の趣旨を踏まえ、改めて調査・予測を実施し、関係機関と協議の上、必要となる追加的な対応策を講じ

てください。

なお、今日の社会経済情勢を踏まえ、廃棄物の再資源化など、環境に配慮し、衛生管理、車両のアイドリングストップ等に努めてください。また、廃棄物の管理及び排出について、食品リサイクル法やプラスチック資源循環法など、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、適正な処理をしてください。

(3) 周辺住民等とのコミュニケーションの形成に十分配慮するとともに、周辺地域の生活環境の保持に関する意見・要望等が出された場合には、速やかに誠意をもって対応してください。また、地元警察署等関係機関との連絡を密にし、事件・事故の未然防止に努めてください。

(4) 本件緑化面積は、本件要綱で定める緑化率に比して不足していることから、さらなる緑化、緑地の確保に努めてください。本件の説明は以上です。

続いて、事前の意見照会でのご質問やご意見に対し、設置者から提出されました回答を読ませていただきます。

資料1-3「設置者対応報告書」別表5「審議会委員からのご意見」をご覧ください。

今回、家永委員、大橋委員、粕谷委員、日名子委員、二村委員からご意見を頂いております。

初めに、家永委員からのご意見でございます。1、緑地面積が 20%より極端に少ないが、この少なさをカバーするための方策は何か考えておられるのか。この少ない面積を今後どのように活用されていくのか。設置者からの回答でございます。緑政課と協議し、可能な範囲で緑化しております。詳細は、植栽図をご参照ください。こちらの今回の資料には、載せていないのですが、植栽図としては、今プロジェクターに映している緑の部分が計画している植栽、黄色の部分が張芝になっております。この、黄色の部分と緑の部分が、可能な範囲で緑化している部分という設置者の回答でございました。

戻りまして、2点目です。北側が住宅地となっており、こちら側からの来客を見込んでいると思われませんが、西側歩行者通路が下部階段となっており、バリアフリーではない状況ですが、今後改善の予定は考えておられないか。設置者の回答でございます。北方面からの徒歩、歩行者・自転車による来客は、基本は東側からを想定しています。現段階ではスロープにする予定はありません。

3点目でございます。敷地北西側、既存コンクリート擁壁が窪地状になっているが、今後どのように処理されるのか。設置者の回答でございますが、ここで排水溝にするという回答があったのですが、その後に設置者の方から追加の回答がございまして、道路面の高さに公共汚水桝を設置するため窪地になりますとのことでした。口頭で訂正をさせていただきます。

○家永会長

擁壁か、何かやる予定でしょうかね。

○事務局

側面は擁壁を設置すると聞いています。

戻りまして、4点目でございます。騒音報告書 10 ページ、「5、平均的な状況における騒音レベルの予測結果と算出根拠」、A2が2箇所になっているが、左側が、A1の間違いか。設置者の回答は、図面右側が A1となりますとのことでした。

5点目です。北側隣接住宅地に向けて換気口が 20 箇所設置されているが、くれぐれも臭気等には十分注意されたい。設置者の回答です。北側の換気は空調関係になります。臭気等はないものと考えております。万が一苦情等があった場合は対策を検討します。

続いて、大橋委員からのご意見でございます。1点目、自転車利用の安全確保について。歩行者・自転車利用者には、利用者は自動車以外の分担率 35%として、ピーク時には 350 人です。現計画の店舗へのアクセスは、東・西側の道路からとなっておりますが、幅員 5～5.3

メートルで歩道がなく、また市道三角町柏井町線も反対側の片側3メートルほどです。自転車は原則車道通行ですので、道路から車と一緒に駐車場に入ることが危惧されます。

また、歩行者もナンバー1道路の南側歩道から車線を横切って店舗へアクセスするなどが危惧されます。今後、状況に応じて、繁忙期以外の誘導員配置、歩行者・自転車利用者への店舗アクセスへの周知徹底、案内板増設等を検討くださいますようお願いいたします。

設置者の回答でございます。開業時には誘導員を配置し、安全対策に努めます。その後については、状況を確認し、必要に応じて誘導員を配置します。

2点目のご質問でございます。本件要綱：緑地量20%以上、市街地緑被率：30%以上（国の緑の基本方針、R6.12.20）に対し現計画は8%で極端に少ないです。「緑地課と協議済み、可能な範囲で緑化します」となっていますが、具体的にどのように確保するのか提示ください。設置者の回答でございます。緑化の詳細については、植栽図を参照ということで、先ほど示されたものが可能な限りの緑化という形で回答を頂いております。

続いて、粕谷委員からのご意見でございます。店舗前の市道、三角町柏井町線は、速度規制が設けられておらず、実勢速度が高いことに加え、大型車等の交通量が多く、歩道の設置もないことから、駐車場出入口付近における交通事故を防止するため、誘導員の配置、案内看板や路面標示を設置するなどして、車両の左折入出庫を徹底させること。また、駐車場出入口の見通しを確保するため、同所における構造物、背の高い植木やフェンス等の設置には十分配慮すること。歩行者出入口及び駐輪場付近は、人、自転車の出入りが多数予想されるため、交通事故防止の観点から案内看板等の設置を検討すること。

設置者の回答でございます。開業時には、誘導員を配置し、安全確保に努めます。その後については、状況を確認し、必要に応じて誘導員を配置します。車の出入口については、十分な視界を確保できるよう、構造物等の設置について配慮します。歩行者・自転車の案内及び注意喚起の看板設置を検討します。

続いて、二村委員のご意見でございます。今回の事業地の北側は、植栽を挟んですぐに住宅が並んでいるようです。住宅からすれば、南側の店舗の長い壁がある状態で、住環境がかなり変わってしまうだろうと思います。また、街並みづくり等への配慮に関する事項で、周囲と調和のとれる色彩とし、街並みを乱すことのない店舗計画とする旨宣言されています。しかし、実際には何も、明確になっていない点、危うさを感じました。

設置者の回答でございます。工事の際に隣接する住宅には説明しております。店舗の色彩は、景観条例、屋外広告物条例を遵守した計画としています。

続いて、日名子委員のご意見でございます。2点ありますので、続けて読み上げさせていただきます。

① 届出書32頁には、「千葉市工場等緑化推進要綱で認められる必要緑化面積は確保できていませんが、可能な範囲で緑化します。（緑政課と協議済）」とありますが、協議の結果を示す緑化協定等がありますでしょうか。

緑化協定がある場合は緑化協定、緑化に関する担当課との協議結果がわかる書面（市の記録でも構いません。）がある場合は同書面を確認させてください。緑化協定がない場合又は協議結果を示す書面がない場合、「可能な範囲で緑化」とは、具体的には、計画概要に記されたものの外、敷地内のどこに、どれだけ、どのような内容の緑化を追加することを想定しているのか、事業者・担当課それぞれの認識を示してください。また、担当課におかれては、基準を満たせていないことに対する事業者の対応がどのようなものであったのか、協議の状況を明らかにしてください。

② 本件要綱第3条による緑化の基準は努力義務ではありますが、本件要綱第8条1項によれば、「市長は、緑化協定及び緑化支援協定を締結した事業者が協定事項を履行せず、又は違反した場合は、履行の要請、勧告、助言等の方法により、改善措置を講ずるものとする。」とされているところ、同条2項によれば、「市長は、第3条に規定する緑化の基準に達しない事業者に対しては、前項の規定に準じた措置を講ずるものとする。」とされています。

指針上、緑化について直接的な基準の定めはありませんが、各自治体に緑化についての基準を定める条例等があれば、その基準によるとするのが指針の趣旨だと思われます。

要綱の法的位置づけは措くとして、本件要綱の基準を満たしていない計画であるにも拘わらず、(協議時における事業者の対応状況にもよりますが)、本件要綱上の基準が努力義務であることを理由に何ら具体的な指導等をしないまま大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることは適切ではないように思われますので、上記①を確認させていただきたいです。

まず、設置者の回答です。従前の倉庫では緑化がなかったところ、今回の建設に伴い緑地を設けました。配置図に示した部分が可能な範囲での緑化になります。緑化内容については、店舗の植栽図をご参照ください。先ほど示したものが植栽図になります。

もう1点は、所管課、緑政課からの回答でございます。本件要綱では、市は事業者へ緑化の推進について助言をする立場にあり、事業者は緑化の推進に努めることとなっています。

要綱で定めた緑化基準(緑化率、植栽密度)の適合に向けた事前協議の際、緑政課から事業者へ、20%の内、10%は樹木による地上緑化とし、10㎡あたり高木1本、中木5本、低木10本の植栽密度を上回るよう事業者へ計画の検討を促しました。

事業者からは土地利用計画上、基準への適合は困難である旨の説明とともに、外周部への植栽や芝生による計画、良好な環境を確保するための配慮事項が示されました。

また、今回の緑地面積の場合、植栽密度は低木だと1,168本が要綱に定める基準となるが、協議図面において、低木を1,118本植栽する計画が示され、要綱への適合に向けた一定の姿勢があると判断し、これ以上の協議は困難であるとの認識から協議書を受理しております。

本件要綱に定める緑化基準は努力義務であり、事業者から土地利用計画上、要綱に定める基準を満たすことができない協議があった場合は、上記のとおり可能な限りの緑化を促し、協議を終了することとしています。

委員の皆様から頂いたご意見と回答は以上となります。説明は以上でございます。

○家永会長

はい、では皆様のご意見を伺いたいと思います。大河原委員、いかがでしょうか。

○大河原委員

はい。私は、追加の意見等はございません。

○家永会長

はい。では、日名子委員、いかがでしょうか。

○日名子委員

はい、緑化の関係ですけれども、この計画を見ますと、市の要綱でも20%の緑化面積が求められているところが8.01%と半分に満たない形で「緑政課と協議済み」という形で上がってきましたので、半分に満たないものを協議して、どのように許容したのだろうかというところが知りたくて、事前にいろいろ確認をお願いしました。出てきた回答が、今読み上げていただいたとおりですけれども、要綱というものは役所の内部基準であって、確かに強制できるものではないです。努力義務ですので、法に基づく意見を直ちにらせるようなものではないのですが、今回、この千葉市の要綱の建付けとしては、緑化協議を行おうとする者は緑化協議書を市長に提出するものとする、協議書が提出されたら協議が始まる、そういう要綱になっているのですけれども、設置者・所管課とも事前協議をして、それに基づいて協議書が出てきた、その協議書の内容以上協議をしても、これは仕方がないということで受理をしたということになっていますので、要綱に基づく協議はなされていない、要綱の規定上は、そういう理解になるのだと思います。設置者としては協議をしたという認識であって、協議書を受理したこ

とで協議が終わったと担当課も認識しているものについて、法に基づく意見を出すのはさすがに相当ではないと思いますが、今後のやり方として、協議書を受理した後に協議をするという建付けですので、20%だと言って8%が出てきたがこれ以上は難しいということで協議をしないで終わるのではなくて、出てきたものに対して、今回の計画であれば駐車場に緑化ブロックを入れるとか、そういう形でもう少し緑地を増やせないかという、要綱に従った協議をすべきであろうと思います。

また要綱上は、協議基準を満たさない場合、市長が勧告できる建付けになっています。今回、事前に確認したところでは、協議書を受理した後、何も設置者には話をしていないということです。少なくともこの審議会の意見として付帯意見をつけるのと別に、緑政課の方でも、基準を満たしていないことについて、何らかのアクションをする必要があるだろうと考えております。以上です。

○家永会長

そうですね。皆さん同じ感覚をお持ちだと思うんですけども。

○大橋委員

緑地基準というのが、ここ何十年の間で、確保する方向にきています。市街地の緑化に関してはもっと大きくしましようという方向に国で方針が出て、それに合わせた形で市の要綱が変更されていない状況だということを考えると、私は少なくとも20%の基準はクリアすべきではないかと思って意見を述べました。20%の市の基準に対して8%というのは、その半分以下なので、やはり、市が勧告なり、あるいは行政指導なりをするべきじゃないかと思います。

場所がないとのことでしたが、駐車場の、出入り口今6.7メートルとっていますが、狭めるとか、あるいは緑地帯を50センチとか1メートルの幅をとるとか、そういう工夫でもう少しでも、確保できないか、あるいは、公共汚水桝の窪地を活用できないか等、もう少し積極的な指導を、した方がいいのではないかなって思います。

○日名子委員

全く同じ意見として、本当に、もう少し市の方で頑張っていただきたい。土地の利用計画上、これ以上できないと言われても、もともとここが倉庫で緑地がないところに、そこに植えるというのは無理だという考え方もあれば、逆に言うと、そこに新しく建物が建つ、緑化の要綱があるとなると、緑地を増やすチャンスでもある。もともと植えてないところに植えるというのは難しいというよりは、今、地球温暖化が叫ばれている時代ですので、ここをチャンスと捉えて、もっと緑化を求める姿勢で、臨んでいただきたいなと思います。

○事務局

はい。ご意見は承りましたので、どこまで対応できるかは、検討させていただきます。

○大橋委員

大規模店舗なので、車のことに関しては、詳細なフォローをしています。自転車の乗り方について法規も変わったので、今はもう自転車で来る方と、歩行者を大切にしたいような計画が重視されるべきではと思います。前面道路は歩道が片側となっており、車道を渡ってアクセスする状況になっているので、歩行者と自転車にもう少し配慮をしていただきたいです。

事業者の回答も、案内板をつけるだけしか回答としては頂かなかったもので、もう少し、例えば入口と出口のところも、一部は、自転車が通路を取れるような形にしておくとか工夫が必要かと思います。入口の緑地を、工夫して、歩行者が入れるような、そのまま施設の中央部の出入口に向かうとか、歩行者・自転車利用者のアクセスを優先するような、ご指導をした方がいい

いのではないかなと思います。

○事務局

この店舗計画上、歩行者の動線に関しては駐車場の出入口というよりは歩行者用の通路というものが設けられておりまして、設置者側としては、歩行者に関しては駐車場の入口から交錯させないような誘導を行う店舗計画となっています。

○大橋委員

東から来る方がいいと思うが、南から来る方と西から来る方に関しては、回る形になってしまふ。西は階段のところがあるが、バリアフリーになっていないです。

○事務局

東西に関してはそこからの動線を確保しますという形で店舗計画をされているという状況でございます。自動車の出入口のところに関して、6.7メートルというのは取り過ぎじゃないかというようなご意見に関しては、市の土木事務所とも協議されている中で、幅員が決定されているのではないかと思います。今、頂いたご意見については、もう少し配慮できる場所がないかとお伝えさせていただければと思います。

○大橋委員

はい。よろしくお願いします。

○家永会長

では、ZOOM で参加の矢野委員、ご意見をお願いします。

○矢野副会長

矢野です。今、図面を見ていて気が付いたのですが、図面6ページ目、左の建物の後ろの左の上の方に C1という予測点があります。そのすぐ下に、遮音フェンス1.8メートルとある部分が、届出書の 10 ページには「遮音壁はない」とある。C1の予測点に対して、この遮音フェンスが効いているのか効いてないのか。予測値として遮音フェンスの減衰を見込んで予測したとすれば、遮音フェンスの1.8メートルというのは幅なのか高さなのかわかりませんし、その辺の情報をもう少し教えていただければと思います。

○事務局

承知しました。設置者に確認をして、皆様に再度また情報を共有させていただければと思います。

○矢野副会長

はい。よろしくお願いします。

○家永会長

では、堤委員、ご意見をお願いします。

○堤委員

はい、特に大きなものはないですけど、先ほど、入口の安全確保のために開店時すぐは、ガードマンをつけ、その後は状況でというご回答でしたが、どういう状況になったら引き続きガードを置くのか、曖昧な回答だと思います。その他、緑地のお話も出ていましたけれども、一般的に回答がかなり曖昧だと思いますので、もう少し丁寧にやりとりをしていただいた方がよ

ろしいかと思います。

○家永会長

はい。ありがとうございます。誘導員配置判断を、確認してほしいということです。

○事務局

承知しました。

○家永会長

はい。ほかにはご意見はございませんでしょうか。ほかにご意見なければ、ご意見、出尽くしということでよろしいでしょうか。

○一同

(異議なし)

○家永会長

では、この後の協議ですけれども、取りまとめは会長一任ということでよろしいでしょうか。では、これで、審議終了ということで、事務局にお返しします。

○事務局

ありがとうございました。資料の「法第6条第2項・附則第5条第1項変更届一覧」を机上にお配りしています。審議会案件ではない変更届について、審議会の際に資料提供として皆様に情報共有を行っております。

つきましては、令和8年3月から令和8年5月末までの届出の状況をまとめたものをお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。委員の皆様、慎重なご審議ありがとうございました。